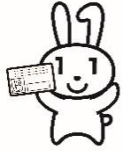




# マイナンバーカードをつくる 5つのメリット

## 1 無料でつくれる顔写真付きの身分証明書として利用できます

- ・マイナンバーカードは、**無料で作れる顔写真付きの身分証明書**になります。近年、運転免許証を返納される方も増えている中で、いろいろなお手続きの際顔写真付きの身分証明書がないと、複数の書類の提示を求められたり、なにかと不便です。



## 2 印鑑登録証（たんなんカード）をマイナンバーカードにまとめます

- ・**越前町では、印鑑登録証とマイナンバーカードを1枚にまとめ**、マイナンバーカードで印鑑登録証明書を発行します。
- ・暗証番号付きになるので、**セキュリティ対策も万全**です。

## 3 マイナンバーカードがあれば、コンビニなどで住民票などが取れます

- ・マイナンバーカードがあれば、『コンビニ交付サービス』を利用し、**コンビニなどに設置してあるマルチコピー機で住民票や印鑑登録証明書、戸籍などを取得**できます。
- ・**土日や祝日でも、コンビニなら朝6時30分から夜11時まで各種証明書を取**ることができます。（12月29日～1月3日を除く）

## 4 マイナンバーカードを健康保険証として利用できます

- ・令和3年10月から、**マイナンバーカードの健康保険証利用**が始まりました。
- ・病院へ持参する書類を省略したり、確定申告等の医療費控除の計算が簡単にできるようになります。



## 5 マイナンバーカードがあれば、オンラインで転出届ができます

- ・令和5年2月から、**オンラインでの転出届**が可能になりました。
- ・オンラインで転出届をすることで、**引越し前の役場窓口に行く手間が省けます**。引越し先の窓口に行くだけで、手続きが完了します。



他にも・・・

自分の特定健康診断データや医療費の確認などがインターネット上ででき、今後は運転免許証との一体化などが検討されています。